



## 大府市人と犬及び猫との共生に関する条例を制定します

大府市は、動物の愛護及び管理に関する法律の精神に基づき、「大府市人と犬及び猫との共生に関する条例」を制定します。市民生活に身近な犬や猫に関し、犬猫の所有者、市民、市などの責務を定めることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と犬猫が共生する地域社会の推進に資することが目的です。

動物愛護及び管理に関する条例を制定する市町村で、犬および猫との共生に特化した条例として、愛知県内初となります。

なお、この条例は、12月議会に上程します。

### ■大府市人と犬及び猫との共生に関する条例の概要

条例のポイント／次の通りです。

#### (1) 人と犬および猫が共生する地域社会の実現を目指す（条例前文）

犬猫を飼っている方だけでなく、飼っていない方も含めてお互いの価値観を尊重し、人と犬猫が共生する地域社会の実現を目指します。

#### (2) 既に飼っている犬や猫などに対するマイクロチップ装着の奨励（第3条）

令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、犬猫等販売事業者にマイクロチップの装着が義務化されました。市では、迷い犬や迷い猫を防止し、終生にわたり飼養してもらうため、既に飼っている犬猫へのマイクロチップ装着も奨励します。

#### (3) 大規模な災害時の備え（第3条）

飼い主は大規模な災害時に備え、公設避難所や自主避難場所などをあらかじめ確認および確保しておくとともに、餌、水、その他飼養に必要な資材を備蓄し、災害時にも犬猫を適正に飼養するよう努める必要があります。

#### (4) 地域猫への移行を促進（第7条）

市では、古くから野良猫を減らす取り組みである地域猫活動を推奨し、ボランティア団体による活動が盛んに行われています。適切な餌やりの基準を定めることで、地域猫活動に対する市民の理解がさらに進むことを期待しています。

#### (5) 過料・両罰規定の設置（第14条、第15条、第16条）

- ・ 条例の実効性を担保するため、命令に違反した場合および報告の徴収などに協力しなかった場合の過料を定めます。
- ・ 飼い犬が公共の場所などで排せつしたふんを回収しなかった場合の過料を定めます。

施行期日／令和4年6月1日

今後の事業展開／マイクロチップ装着費補助制度の創設（令和4年度予定）

**【問い合わせ先】**

大府市環境課

担当：近藤 佳之（コンドウ ヨシユキ）

電話：0562-45-6223 FAX：0562-47-9996 メール：kankyo@city.obu.lg.jp